

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20180827	有限会社平成タクシー 法人番号(3240002 024854) 代表者安東一美	広島県広島市安佐北区上 深川町256-1	本社営業所	広島県広島市安佐北区上 深川町256-1	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	道路運送法第27条第 3項	情報提供を端緒として、平成29年10月27日 及び同年12月12日に監査を実施。9件の違 反が認められた。(1)健康状態の把握義務違 反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸 規則)第21条第5項)(2)最高乗務距離限度 超過違反(運輸規則第22条第1項)(3)点呼 の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び 第2項)(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規 則第24条第5項)(5)乗務等の記録事項義務 違反(運輸規則第25条第3項及び第4項)(6) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第 26条第2項)(7)乗務員台帳の記載事項義務 違反(運輸規則第37条第1項)(8)整備管理 者の変更未届出違反(道路運送車両法第52 条)(9)運行管理者の講習受講義務違反(運 輸規則第48条の4第1項)	2	2